

登録意匠「検査用照明器具」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 30(行ケ) 10181・令和 1 年 7 月 3 日（1 部）判決＜請求棄却＞⇒特許ニュース No. 15003

## 【キーワード】

部分意匠，意匠の類似（法 3 条 1 項 3 号），意匠の創作容易性（法 3 条 2 項），意匠の創作性（類似か容易か），最高裁判例（適用の決め手）

## 【事案の概要】

### 1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告（シーシーエス株式会社）は，平成 16 年 4 月 12 日，意匠に係る物品を「検査用照明器具」とする別紙 1「本件意匠図面」記載の形態（図面の実線で表された部分）の部分意匠（以下「本件意匠」という。）の出願をし，同年 10 月 22 日に意匠権の設定登録を受けた（意匠登録第 1224615 号。甲 29 の 2。以下「本件意匠登録」という。）。

(2) 原告（株式会社イマック）は，平成 30 年 5 月 10 日，本件意匠登録について無効審判の請求をし，特許庁は，同請求を無効 2018-880005 号事件として審理した。

(3) 特許庁は，同年 11 月 27 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との別紙審決書（写し）記載の審決（以下「本件審決」という。）をし，同年 12 月 6 日にその謄本が原告に送達された。

(4) 原告は，同月 27 日，本件審決の取消しを求める本件訴えを提起した。

### 2 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は，別紙審決書（写し）記載のとおりである。要するに，本件意匠については，①下記アないしウの各意匠（順に，「引用意匠 1」，「引用意匠 2」及び「引用意匠 3」という。）との共通点及び相違点を検討したところによれば，本件意匠が上記各引用意匠に類似する意匠に該当するとはいえず，また，②上記各引用意匠のそれぞれに基づき，引用意匠 1 及び同 2 に基づき，又は引用意匠 1 及び同 3 に基づいて，当業者が容易に創作することができた意匠に該当するともいえないから，意匠法 3 条 1 項 3 号又は同条 2 項のいずれによっても，その登録を無効とすることはできない，というものである。

ア 引用意匠 1：国峰尚樹「エレクトロニクスのための熱設計完全入門」（日刊工業新聞社，平成 9 年 7 月 18 日発行。甲 1）171 頁「図 15-7 代表的ヒートシンクの形状」に「タワー型」と記載された意匠（別紙 2「引用意匠 1 図面」参照）

イ 引用意匠 2：A ほか 1 名の作成に係る平成 30 年 5 月 8 日付け「説明書（I）」（甲 2）に記載された製品の意匠（別紙 3「引用意匠 2 図面」参照）

ウ 引用意匠 3：意匠登録第 1175712 号公報（発行日平成 15 年 6 月 1

6日。甲3)に係る意匠(別紙4「引用意匠3図面」参照)

(2) 本件審決は、本件意匠について、以下のとおり認定した。

本件意匠は、部分意匠として意匠登録を受けようとするものである。その形態は、別紙1「本件意匠図面」記載の図面の実線で表された部分(以下「本件実線部分」ともいう。)のとおりであり、これを具体的に説明すれば次のとおりである。

ア 全体の構成態様

正面から見て、横向き円柱状の軸体にそれよりも径が大きい3つのフィン部が等間隔に設けられて一体になっている(以下、本件意匠と各引用意匠とを通じて、軸体の後端に設けられたフィンを「後端フィン」といい、軸体の中間に設けられたフィンを「中間フィン」という。)。2つの中間フィンは同形同大であるが、後端フィンは、中間フィンとほぼ同形であるものの、幅(厚み)が中間フィンに比べて大きく、後端面の外周角部が面取りされている。

イ 各フィンの右側面形状各フィンを右側面(又は右側面斜め方向)から見るとその外周は円形状である。

ウ 各フィンの正面形状

各フィンを正面から見ると、中間フィンの横幅：縦幅は約1：2.4で、後端フィンのそれは約1：1.2である。後端フィンの厚みは、中間フィンの約2倍である。

エ 軸体と各フィンの構成比

正面から見た軸体の縦幅と各フィンの最大縦幅の比は、約1：5である。また、軸体の横幅(=各フィンの間隔)と中間フィンの最大横幅の比は、約3：1である。

### 3 取消事由

#### (1) 引用意匠1に基づく取消事由

ア 本件意匠と引用意匠1の類否判断の誤り(取消事由1)

イ 引用意匠1に基づく創作容易性判断の誤り(取消事由2)

ウ 引用意匠1及び同2に基づく創作容易性判断の誤り(取消事由3)

エ 引用意匠1及び同3に基づく創作容易性判断の誤り(取消事由4)

#### (2) 引用意匠2に基づく取消事由

ア 本件意匠と引用意匠2の類否判断の誤り(取消事由5)

イ 引用意匠2に基づく創作容易性判断の誤り(取消事由6)

#### (3) 引用意匠3に基づく取消事由

ア 本件意匠と引用意匠3の類否判断の誤り(取消事由7)

イ 引用意匠3に基づく創作容易性判断の誤り(取消事由8)

### 【判断】

#### 1 本件意匠及び引用意匠1ないし3について

証拠（甲1ないし3，29の2，29の3）及び弁論の全趣旨によれば，本件意匠及び引用意匠1ないし3の構成態様等について，次の各事実を認めることができる。

#### (1) 本件意匠

ア 本件意匠の意匠に係る物品は，検査用照明器具であり，工場等において製品の傷やマーク等の検出に用いられる。LEDや光学素子が内蔵されており，先端の光導出ポートから，製品に向けて光が照射される。本件意匠は，部分意匠であり，部分意匠として意匠登録を受けるのは，本件実線部分である。

イ 本件実線部分は，検査用照明器具のうち正面右上の3つのフィン部及びそれをつなぐ軸体が一体になった部分で，器具の放熱という用途及び機能を有し，正面視全幅の約5分の1の横幅の大きさ及び範囲を占め，正面視右上に位置する。

ウ 本件実線部分の形態は，以下のとおりのものであると認められる。

##### (ア) 基本的構成態様

- a 前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）であり，後方部材の後方に電源ケーブルを設けていない。
- b 中心に，前方部材の後端面より後方に延伸する支持軸体が設けられている。
- c 支持軸体の中間及び後端に，薄い円柱状の，支持軸体よりも径の大きい，同一径のフィンが複数枚，間隔を空けて垂直方向に設けられている。
- d 複数枚のフィンのうち，後端フィンは，中間フィンよりも厚くなっている。

##### (イ) 具体的構成態様

- e フィンの枚数は3枚で，そのうち，中間フィンの枚数は2枚である。
- f 各フィンは，中心軸を合致させ，かつ，互いに等しい間隔で設置されており，その間隔と中間フィンの横幅の比は，約3：1である。
- g 各フィンの厚みは，フィンの上下で差はなく，中間フィンでは直径の24分の1で，後端フィンは，中間フィンと比べると約2倍の厚みである。
- h 後端フィンの後面（後端面）の縁の全てに面取りが施してある。
- i 支持軸体は，円柱状，同一径で，直径はフィンの直径の約5分の1である。
- j 各フィンの各面は，支持軸体の通過部分以外は，平滑である。

#### (2) 引用意匠1

ア 引用意匠1は，書籍「エレクトロニクスのための熱設計完全入門」の171頁右上の図に記載された「タワー型ヒートシンク」の意匠であり，同書籍は，本件意匠の出願前である平成9年7月18日に発行されている。意匠に係る物品は，電子機器用の部品としてのタワー型ヒートシンクであり，本体である電子機器を放熱により冷却する用途ないし機能を有する。

イ 引用意匠1の形態は，別紙2「引用意匠1図面」のとおりであり，4枚のフィンが水平方向に並べて設けられている。

なお、本件審決と同様、本件意匠と対比しやすいように右に90°回転させると、以下のとおりのものであると認められる。

(ア) 基本的構成態様

- a 機器に設けられる放熱部であり、前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）ではない。
- b その中心に支持軸体が設けられている。
- c 支持軸体の中間及び後端に、薄い円柱状の、支持軸体よりも径の大きい、同一径のフィンが複数枚、間隔を空けて設けられている。
- d 複数枚のフィンにおいて中間フィンと後端フィンの区別はなく、各フィンの中の厚みの違いも明らかには認められない。

(イ) 具体的構成態様

- e フィンの枚数は4枚である。
- f 各フィンが、中心軸を合致させ、かつ、互いに等しい間隔で設置されている。
- g 各フィンは、中央部で最も厚く、上下にいくにつれて次第に薄くなっている。
- h 後端フィンの後面（後端面）の縁に面取りは施されていない。
- i 支持軸体は、円柱状、同一径で、直径はフィンの直径の約3分の1である。
- j 各フィンの各面は、支持軸体の通過部分以外は、平滑である。

(3) 引用意匠2

ア 引用意匠2は、原告の製品「IHV-27R」の意匠で、本件意匠の登録出願前である平成14年までに日本国内又は外国において公然知られたものである。意匠に係る物品は、同軸スポット照明で、ワーク検査の用途と、LEDを集光する機能を有している。引用意匠2のうち本件意匠と対比される部分は、本件実線部分に相当する、以下の部分である（以下「甲2相当部分」という。）。

イ 甲2相当部分は、同軸スポット照明の本体部のうち後方の各フィン及びそれを繋ぐ軸体が一体になった部分である。放熱に係る用途及び機能を有し、正面視本体部全幅の約9分の2の横幅の大きさ及び範囲を占め、正面視本体部右側に位置する。

ウ 甲2相当部分の形態は、別紙3「引用意匠2図面」のとおりであり、具体的には、以下のとおりのものであると認められる。

(ア) 基本的構成態様

- a 前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）であり、その後方に電源ケーブルを設けている。
- b 中心に、前方部材の後端面より後方に延伸する支持軸体が設けられている。
- c 支持軸体の中間及び後端に、薄い円柱状の、支持軸体よりも径の大きい

い、同一径のフィンが複数枚、間隔を空けて垂直方向に設けられている。  
d 複数枚のフィンのうち、後端フィンは、中間フィンよりも厚くなっている。

(イ) 具体的構成態様

- e フィンの枚数は4枚であり、そのうち中間フィンの枚数は3枚である。
- f 各フィンは、中心軸を合致させ、かつ、互いに等しい間隔で設置されており、その間隔と中間フィンの横幅の比は、約10：17である。
- g 各フィンの厚みは、フィンの上下で差はなく、中間フィンでは直径の18分の1で、後端フィンは、中間フィンに比べて約1.6倍の厚みである。
- h 後端フィンの後面（後端面）の縁の全てに面取りが施してある。
- i 支持軸体は、円柱状、同一径で、直径はフィン直径の約13分の10である。
- j 各フィンのうち後端フィンの後端面にケーブルとの接続部が設けられている。

(4) 引用意匠3

ア 引用意匠3は、意匠登録第1175712号の意匠で、平成15年6月16日に意匠公報が発行され、本件意匠の登録出願前に日本国内又は外国において公然知られたものである。意匠に係る物品は、検査用照明器具で、工場等において製品の外観や傷等の検査に用いられる。引用意匠3において本件意匠と対比される部分は、本件実線部分に相当する、以下の部分である（以下「甲3相当部分」という。）

イ 甲3相当部分は、検査用照明器具のうち、正面右側の2つのフィン部及びそれを繋ぐ軸体が一体になった部分である。甲3相当部分は、検査用照明器具の放熱に係る用途及び機能を有し、正面視本体部全幅の約7分の1の横幅の大きさ及び範囲を占め、正面視本体部右側に位置する。

ウ 甲3相当部分の形態は、別紙4「引用意匠3図面」のとおりであり、具体的には、以下のとおりのものであると認められる。

(ア) 基本的構成態様

- a 前面面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）であり、後方からケーブルを挿入するための貫通孔が各フィンに設けられている。
- b 中心に、前方部材の後端面より後方に延伸する支持軸体が設けられている。
- c 支持軸体の中間及び後端に、薄い円柱状の、支持軸体よりも径の大きい、同一径のフィンが複数枚、間隔を空けて垂直方向に設けられている。
- d 複数枚のフィンのうち、後端フィンは、中間フィンよりも厚くなっている。

(イ) 具体的構成態様

- e フィンの枚数は2枚であり、そのうち中間フィンの枚数は1枚である。

- f 各フィンには、中心軸を合致させ、かつ、互いに等しい間隔で設置されており、その間隔と中間フィンの横幅の比は、約9：4である。
- g 各フィンの厚みは、フィンの上下で差はなく、中間フィンでは直径の2/3分の1で、後端フィンは、中間フィンに比べて約2.3倍の厚みである。
- h 後端フィンの後面（後端面）の縁の全てに面取りが施してある。
- i 支持軸体は、円柱状、同一径で、直径はフィン直径の約2/4分の10である。
- j 各フィンには、支持軸体の通過部分があるほか、ケーブルを挿入するための円形の貫通孔が右側面視上端寄りに設けられている。

## 2 各取消事由の当否について

### (1) 取消事由1（本件意匠と引用意匠1の類否判断の誤り）

ア 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われる（意匠法24条2項参照）。本件意匠に係る物品である照明用検査器具は、工場等において製品の傷やマーク等の検出を行うために用いられるものであるから、本件意匠に係る類否判断における「需要者」とは、そのような業務に携わる者及びこれらの物品を取り扱う者である。

引用意匠1に係る物品は、電子機器用の部品としてのタワー型ヒートシンクであるから、それ自体としては、本件意匠の物品との間に同一性又は類似性はないが、意匠登録の対象である本件実線部分が検査用照明器具のうち放熱機能を有する部材であることから、更に本件意匠と引用意匠1との共通点及び相違点を検討する。

イ 本件意匠と引用意匠1との共通点及び相違点

(ア) 本件意匠は、3枚のフィンが垂直方向に並べて設けられているのに対し、タワー型ヒートシンクである引用意匠1では、4枚のフィンが水平方向に並べて設けられており、両意匠は、縦横の位置関係が異なる。

(イ) そこで、仮に引用意匠1を右に90°回転させて対比してみると、本件意匠との共通点及び相違点は、次のとおりである。

前記の認定（1(1)(2)）によれば、本件意匠と引用意匠1とは、aのうち、ともに機器に設けられる放熱部であるという限度で重なり合うところがあり、また、bその中心に支持軸体が設けられ、c支持軸体の中間及び後端に、薄い円柱状の、支持軸体よりも径の大きい、同一径のフィンが複数枚、間隔を空けて設けられ、f各フィンが、中心軸を合致させ、互いに等しい間隔で設置されているという点、j各フィンの各面が、支持軸体の通過部分以外は平滑である点においても共通する。

他方、aについても、本件意匠が前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）であるのに対し、引用意匠1は汎用的なタワー型ヒートシンクであるという点では相違し、また、eフィンの枚数について

て、本件意匠では中間フィンと後端フィンを合わせて3枚であるのに対し、引用意匠1では4枚である点、gフィンの厚みについて、本件意匠ではフィンの上下で差がないのに対し、引用意匠1のフィンは中央部の厚みが最も大きく、上下にいくにつれて次第に薄くなっている点、i本件意匠の支持軸体の直径がフィンの直径の約5分の1であるのに対し、引用意匠1では約3分の1である点においても相違する。

ウ 本件意匠と引用意匠1との類否

(ア) 前記イ(ア)のとおり、本件意匠と引用意匠1は、視覚を通じて起こさせる美感が、縦横の位置関係からして、全く異なる。

(イ) また、仮に引用意匠1を右に90°回転させて対比してみたとしても、①本件意匠が、前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材(放熱部)であるのに対し、引用意匠1はそうでなく、汎用的なタワー型ヒートシンクであるという点、②本件意匠のフィンが3枚で、後端フィンの厚みが中間フィンの厚みの約2倍であるのに対し、引用意匠1のフィンでは4枚がほぼ同形同大のものであるという点、③本件意匠ではフィンの上下で厚みに差がないのに対し、引用意匠1のフィンは中央部の厚みが最も大きく、上下にいくにつれて次第に薄くなっている点、④支持軸体の直径が本件意匠では細いのに対し、引用意匠1ではやや太い点において相違し、これらの相違点が前記の共通点を凌駕するというべきであり、本件意匠と引用意匠1とは、視覚を通じて起こさせる美感が異なるものと認められる。

(ウ) したがって、本件意匠と引用意匠1とは類似しないというべきである。

エ よって、取消事由1は理由がない。

## (2) 取消事由2(引用意匠1に基づく創作容易性判断の誤り)

ア 意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として、そこからその意匠の属する分野における通常知識を有する者(当業者)が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、その要件の該当性を判断するときには、上記の公知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しきないし独創性が問題となる(最高裁昭和45年(行ツ)第45号同49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁、最高裁昭和48年(行ツ)第82号同50年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事114号287頁参照)。

イ 検討

(ア) これを本件についてみると、複数のフィンが水平方向に並べて設けられている、「タワー型」の引用意匠1には、それらを垂直方向に並べることの動機付けを認めるに足りる証拠はないから、引用意匠1に基づいて本件意匠を創作することが容易であるとはいえない。

(イ) また、引用意匠1を右に90°回転させて対比した場合の前記(1)イ)の各相違点に係る本件意匠の構成が、周知のもの又はありふれたものと認

めるに足りる証拠もないから、引用意匠1のみに基づいて当業者が本件意匠を創作することが容易であったとは認められない。

ウ よって、取消事由2は理由がない。

**(3) 取消事由3（引用意匠1及び同2に基づく創作容易性判断の誤り）及び取消事由4（引用意匠1及び同3に基づく創作容易性判断の誤り）**

ア 原告は、引用意匠1に同2又は同3をそれぞれ組み合わせれば、それらに基づき本件意匠を容易に創作することができたとも主張する。

イ 検討

(ア) しかしながら、本件意匠は、3枚のフィンが垂直方向に並べて設けられているのに対し、タワー型ヒートシンクである引用意匠1では、4枚のフィンが水平方向に並べて設けられているところ、タワー型の引用意匠1には、それらを垂直方向に並べることの動機付けを認めるに足りる証拠はないから、引用意匠1及び同2又は同3に基づいて本件意匠を創作することが容易であるとはいえない。

(イ) また、仮に引用意匠1を右に90°回転させて対比してみても、①本件意匠が、前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）であるのに対し、引用意匠1はそうでなく、汎用的なタワー型ヒートシンクであるという点、②本件意匠のフィンが3枚で、後端フィンの厚みが中間フィンの厚みの約2倍であるのに対し、引用意匠1のフィンでは4枚がほぼ同形同大のものであるという点、③本件意匠ではフィンの上下で厚みに差がないのに対し、引用意匠1のフィンは中央部の厚みが最も大きく、上下にいくにつれて次第に薄くなっている点、④支持軸体の直径が本件意匠では細いのに対し、引用意匠1ではやや太い点において相違し、これらの相違点が前記の共通点を凌駕することは、前記(1)のとおりである。そして、タワー型ヒートシンクである引用意匠1に検査用照明器具に係る引用意匠2又は同3を組み合わせる動機付けを認めるに足りる証拠はない。また、少なくとも相違点④に係る本件意匠の構成が引用意匠2又は同3にあらわれているということができないことからすれば、引用意匠1に引用意匠2又は同3を組み合わせても、本件意匠には至らない。したがって、それらに基づき当業者において本件意匠を創作することが容易であったとは認められない。

ウ よって、取消事由3及び4は理由がない。

**(4) 取消事由5（本件意匠と引用意匠2の類否判断の誤り）**

ア 引用意匠2に係る物品は、同軸スポット照明であり、本件意匠に係る物品と類似する。

イ 本件意匠と引用意匠2との共通点及び相違点

前記の認定（1(1)(3)）によれば、本件意匠と引用意匠2とは、aのうち、ともに前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）であるという限度で重なり合うところがあり、また、bその中心に支持軸体が設けられ、c支持軸体の中間及び後端に、薄い円柱状の、支持軸体よりも径の



大きいフィンが複数枚、間隔を空けて設けられ、f各フィンが、中心軸を合致させ、互いに等しい間隔で設置されているというところも共通する。

他方、①本件意匠では後方部材の後方に電源ケーブルを設けていないのに対し、引用意匠2ではそれが設けられているという点で相違し、また、②フィンの枚数について、本件意匠では中間フィンと後端フィンを合わせて3枚であるのに対し、引用意匠2では4枚である点、③本件意匠の支持軸体の直径がフィンの直径の約5分の1であるのに対し、引用意匠2では約13分の10である点が相違し、軸体の太さにおいて顕著な差異がある。

ウ 本件意匠と引用意匠2との類否

本件意匠においては、後方部材の後方に電源ケーブルが設けられていないのに対し、引用意匠2ではそれが設けられている。電源ケーブルの引き出し位置は検査用照明器具としての使用態様に大きく関わるから、この点は、工場等において製品の傷やマーク等の検出を行う業務に携わる者及びこれらの物品を取り扱う者（需要者）が最も着目する点であり、これらの需要者にとって、視覚を通じて起こさせる美感が異なるものと認められる。

この点に関連して原告の提出する証拠（甲35）によれば、本件意匠に係る物品や引用意匠2に係る物品は、通常は、より大きな装置の一部として組み込まれて使用されるというのであり、その場合には物品の全体が観察されることはないことがうかがわれる。しかし、需要者が製品の美感を考慮するのは、主として当該製品を購入するか否かを判断する際であると解されることからすれば、物品の使用その全体が観察されることがないという点は、上記の認定判断を左右しない。

また、本件意匠の支持軸体の直径がフィンの直径の約5分の1であるのに対し、引用意匠2では約13分の10であり、本件意匠に比べて軸体が太いところに特徴があり、これらの相違点が前記の共通点を凌駕するというべきであり、本件意匠と引用意匠2とは、視覚を通じて起こさせる美感が異なるものと認められる。

したがって、本件意匠と引用意匠2とは類似しない。

エ よって、取消事由5は理由がない。

#### (5) 取消事由6（引用意匠2に基づく創作容易性判断の誤り）

ア 本件意匠と引用意匠2とは、前記(4)のとおり、ケーブル接続部の有無、フィンの枚数、軸体の太さなどにおいて明らかに異なっている。

証拠（甲2、3）によれば、本件意匠出願の当時、検査用照明器具の電源ケーブルをどこから引き出すかについて、後方部材であるフィンの後端から引き出す形態は知られていたことがうかがわれるものの、フィン後端以外の位置から引き出す形態が知られていたと認めるに足りる証拠はない。そうすると、本件意匠については、電源ケーブルをフィンの後端から引き出すこととせず、したがって、フィンにケーブル接続部分を設けない点において、意匠の着想の新しさないし独創性がある。

また、本件証拠上、本件意匠登録の出願前に知られていた意匠の支持軸体の直径は、各フィンの直径の約1 2分の5という引用意匠3（対象をヒートシンクに拡大すれば、各フィンの直径の約3分の1という引用意匠1）が最も細かったものであり、本件意匠のように支持軸体の直径が細い形態が知られていたと認めるに足りる証拠もない。そうすると、本件意匠については、支持軸体の直径をフィンの直径の約5分の1という細い形状にした点においても、意匠の着想の新しさないし独創性がある。

そして、少なくとも、前記(4)イの相違点①及び③に係る本件意匠を創作する動機付けは認められない。

以上によれば、引用意匠2に基づいて当業者が本件意匠を創作することが容易であったとは認められないというべきである。

イ よって、取消事由6は理由がない。

#### (6) 取消事由7（本件意匠と引用意匠3の類否判断の誤り）

ア 引用意匠3に係る物品は、検査用照明器具であり、本件意匠に係る物品と同一である。

イ 本件意匠と引用意匠3との共通点及び相違点

前記の認定（1(1)(4)）によれば、本件意匠と引用意匠3とは、aのうち、ともに前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材（放熱部）であるという限度で重なり合うところがあり、また、bその中心に支持軸体が設けられ、c支持軸体の中間及び後端に、薄い円柱状の、支持軸体よりも径の大きいフィンが複数枚、間隔を空けて設けられ、f各フィンが、中心軸を合致させ、互いに等しい間隔で設置されているというところも共通する。

他方、①本件意匠では後方部材の後方からケーブルを挿入するための貫通孔を各フィンに設けておらず、各フィンが平滑であるのに対し、引用意匠3では、それが設けられているという点で顕著に相違し、また、②フィンの枚数について、本件意匠では中間フィンと後端フィンを合わせて3枚であるのに対し、引用意匠3では2枚であることや、③本件意匠の支持軸体の直径がフィンの直径の約5分の1であるのに対し、引用意匠3では約1 2分の5である点が相違し、軸体の太さにおいても相違点がある。

ウ 本件意匠と引用意匠3との類否

本件意匠においては、本件意匠では後方部材の後方からケーブルを挿入するための貫通孔が設けられていないのに対し、引用意匠3では、それが設けられている。前記(5)と同様に、電源ケーブルの引き出し位置は検査用照明器具としての使用態様に大きく関わるから、この点は、工場等において製品の傷やマーク等の検出を行う業務に携わる者及びこれらの物品を取り扱う者（需要者）が最も着目する点であり、これらの需要者にとって、視覚を通じて起こさせる美感が異なるものと認められる。

また、本件意匠の支持軸体の直径がフィンの直径の約5分の1であるのに対し、引用意匠3では約1 2分の5であり、本件意匠に比べて軸体が太いところ

に特徴があり、これらの相違点が前記の共通点を凌駕するというべきであり、本件意匠と引用意匠3とは、視覚を通じて起こさせる美感が異なるものと認められる。

したがって、本件意匠と引用意匠3は類似しない。

エ よって、取消事由7は理由がない。

#### (7) 取消事由8（引用意匠3に基づく創作容易性判断の誤り）

ア 本件意匠と引用意匠3とは、前記(6)のとおり、ケーブルを挿入するための貫通孔の有無、フィンの枚数、軸体の太さにおいて明らかに異なっている。

本件意匠については、前記(5)と同様に、電源ケーブルをフィンの後端から引き出すこととせず、したがって、フィンにそのための貫通孔を設けない点において、意匠の着想の新しさないし独創性がある。また、本件意匠については、支持軸体の直径をフィンの直径の約5分の1という細い形状にした点においても、意匠の着想の新しさないし独創性がある。

そして、少なくとも、前記(6)イの相違点①及び③に係る本件意匠を創作する動機付けは認められない。

以上によれば、引用意匠3に基づいて当業者が本件意匠を創作することが容易であったとは認められないというべきである。

イ よって、取消事由8は理由がない。

#### (8) 原告のその他の主張について

原告は、取消事由ごとの主張に加えて、現状では一般に登録される意匠の創作レベルが低く、創作非容易性の水準を引き上げる必要があるとの指摘がされているとも主張し、これに沿う証拠（甲36）を提出するが、各取消事由に沿った検討と判断は先に述べたとおりであり、原告の上記主張は、立法的提言としてはともかく、現行法の解釈や個別の登録の適否に係る認定判断を直ちに左右するものとは解されない。

### 3 結論

以上のとおりであるので、原告の主張する取消事由はいずれも理由がないというべきである。

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

### 【論 評】

1. 本件が知財高裁へ提起された事案としては、通常の場合とやや異なっているのは、原告は本件登録意匠に対する無効事由として、意匠法3条1項3号のみならず同法3条2項への該当も同時に主張している点であり、これは特許庁への審判請求の理由がそうになっているからであるところ、審判ではいずれの理由も成り立たないと判断されたのである。

筆者が、本件事案に対して、通常の場合とやや異なっていると指摘したのは、

意匠法3条1項3号の規定と同法3条2項の規定とは、その立法趣旨は異なっているのだから、審査においても審判においても、同一証拠をもって拒絶したり登録無効を判断するような主張をすることは、誤りであるというべきではないかという疑問である。けだし、意匠とは、意匠創作の対象となる特定の物品に係る形態をいうのであるから、その物品の異同等によって、表現する形態の創作性についての評価は異なるからである。

2. そこで、高裁は、まず取消事由1として主張された本件意匠と引用意匠1との類否判断をするにおいて、両意匠を対比観察し視覚を通じて起こさせる美感が、縦横の位置関係の違いからして全く異なるし、仮に引用意匠1を右に90°回転させて見たとしても、両者の相違点は両者の共通点を凌駕するから、両意匠の美感は異なるというべきであり、類似する意匠ではないと判断したのである。

ところが、高裁は、さらに取消事由2として主張された本件意匠に対する引用意匠1に基づく創作容易性の有無について言及しているのである。

これについて、高裁は、検討すると、「タワー型」の引用意匠1にはそれら垂直方向に並べることの動機付けを認めるに足る証拠はないから、引用意匠1に基づいて本件意匠を創作することが容易であるとはいえないと判断したのである。

また、引用意匠1を右に90°回転させて対比した場合の各相違点に係る本件意匠の構成は周知のものであったり、ありふれたものであったと認めるに足る証拠はないから、引用意匠1のみに基づいて当業者が本件意匠を創作することが容易であったとは認められないと判断したのである。

さらに、原告は引用意匠1に引用意匠2又は同3を組み合わせれば、それらに基づいて本件意匠を容易に創作することができたとも主張したことに対し、高裁は、本件意匠は3枚のフィンが垂直方向に並べて設けられているのに対し、引用意匠1では4枚のフィンが水平方向に並べて設けられているところ、タワー型の引用意匠1には、それらを垂直方向に並べることの動機づけを認めるに足る証拠はないから、引用意匠1及び同2又は同3に基づいて本件意匠を創作することが容易であるとはいえないと判断したのである。また、タワー型ヒートシンクである引用意匠1に、検査用照明器具に係る引用意匠2又は同3を組み合わせる動機づけを認めるに足る証拠はないし、本件意匠の格子柄は引用意匠2又は同3には存在していないから、これらを組み合わせてみても当業者は本件意匠を創作することは容易であったとは認められないと判断したのである。

また、本件意匠と引用意匠2との類否判断については、需要者の視覚によれば美感は異なるものと認められるから、両意匠は類似しないと判断した。また、本件意匠と引用意匠2との創作容易性については、引用意匠2には当業者が本件意匠の創作することの動機付けは認められないから、意匠の創作をすることが容易であったとは認められない、と判断したのである。

さらに、本件意匠と引用意匠3との類否判断については、やはり、視覚を通じ

て起こさせる美感が異なるから類似するとは言えないと判断したのである。また、本件意匠と引用意匠3との創作容易性については、本件意匠には着想の新しさや独創性があるから、引用意匠3には本件意匠の創作への動機付けは認められないと認定したのである。

3. ところで、改めて本件審決の理由を見ると2つあり、①本件意匠は、引用意匠1, 同2, 同3の各意匠に「類似」する意匠に該当するとはいえないこと、また②本件意匠は、引用意匠1及び同2に基づき、又は引用意匠1及び同3に基づいて、当業者が容易に創作することができた意匠に該当するともいえないから、前者①は意匠法3条1項3号によっても、後者②は同法3条2項によっても、その登録を無効とすることはできない、と審判では判断したのである。

そうすると、本件は、登録意匠が、意匠法において最も適用が困難である法3条1項3号と法3条2項のいずれに該当する意匠なのかが論争された事案であったといえる。そして、現行意匠法3条の適用をめぐることは、筆者は著書等において詳細に論述しているところ、法3条1項3号と法3条2項との適用の違いについての筆者の考え方を決めたのは、「可撓性伸縮ホース」の登録意匠をめぐる登録無効審判事件と「帽子」の登録意匠をめぐる登録無効審判請求事件における最高裁による2つの判決であったのである。

(1) 「可撓伸縮ホース事件」は、意匠登録第207720号に係る「可撓伸縮ホース」に対する登録無効審判請求事件であった。審判請求人(原告・上告人)は、無効事由を二つ挙げて、次のように主張した。

出願前から透明体内部にメリヤス網目が見える透明なビニールホース(登録意匠第146834号)や可撓性伸縮ホース(実公昭35-8366号)は公知であり、直線滑面ホース体の外周に螺旋突条を巻きつけた基本形状は古くから蛇腹ホースとして存しており、本件登録意匠は、このような可撓伸縮ホースの透明体内部にメリヤス網目模様を現わしただけのものであるから、蛇腹状にならない前記登録意匠とは、類似する(意3条1項3号)。または、前記公知の意匠らを見れば当業者ならばこれを組み合わせ、本件登録意匠のごときものは容易に創作することができる(意3条2項)。

しかしながら、審判ではこの二つの事由とも退けられた。

そこで、審決の取消を求められた東京高裁(六民)は、次の理由によって原告の請求を棄却したのである。

「意匠法第3条は1項、2項とも、出願意匠の登録要件としての創作性を要求した規定である。すなわち、1項は同一または類似の物品の公知意匠との関係で創作性を欠く意匠の登録を防止し、2項は同一または類似の物品以外の物品の周知の意匠との関係で創作性を欠く意匠の登録を防止する規定である。したがって、同一分野の物品の関係においてその意匠が登録要件を備えるかどうかを判断するには、もっぱら1項によるべきであって、2項の適用はないと解するのが相当である。」

意匠法3条の1項と2項の規定の適用の違いについてのこのような考え方は、

特許庁が伝統的にとってきた基準でもあったといえる。東京高裁は、その適用の違いを明解に整理して述べたのである。

(2) この東京高裁の判決に対して上告された最高裁（三小）においては、理由を次のように変更して、上告を棄却したのである。

「思うに、意匠は物品と一体をなすものであるから、登録出願前に日本国内若しくは外国において公然知られた意匠又は登録出願前に日本国内若しくは外国において頒布された刊行物に記載された意匠と同一又は類似の意匠であることを理由として、法3条1項により登録を拒絶するためには、まずその意匠に係る物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても同一又は類似と認められるものでなければならない。しかし、同条2項は、その規定から明らかなとおり、同条1項が具体的な物品と結びついたものとしての意匠の同一又は類似を問題とするのとは観点を異にし、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として、それから当業者が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、そのモチーフの結びつく物品の異同類否はなんら問題とされていない。

このことを同条1項3号と同条2項との関係について更にふえんすれば、同条1項3号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品につき、一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも及ぶものとされている（法23条）ところから、右のような物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し、3条2項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に広く知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しきないし独創性を問題とするものであって、両者は考え方の基礎を異にする規定であると解される。

したがって、同一又は類似の物品に関する意匠相互間においても、その意匠的効果の類否による同条1項3号の類似性の判断と、その一方の意匠の形状、模様、彩色等に基づいて当業者が容易に他方の意匠を創作することができたかどうかという同条2項の創作容易性の判断とは必ずしも一致するものではなく、類似意匠であって、しかも同条2項の創作が容易な意匠にも当たると認められる場合があると同時に、意匠的効果が異なるため類似意匠とはいえないが、同条2項の創作容易性は認められるという場合もありうべく、ただ、前者の場合には、同条2項かっこ書きにより同条1項3号の規定のみを適用して登録を拒絶すれば足りるものとされているのである。」

(3) このように最高裁判決は、意匠の類似（意3条1項3号）と創作容易性（意3条2項）とは全く別異の概念であると考えた。佐藤繁最高裁書記官は、この判決についての解説において、「意匠が権利として独占的保護に値するのは、それが頭脳の創作的活動の所産としての創作であるがためである。創作でない意匠は保護しない」ことを前提として、このような意味の創作性を要件としても、具体的にいかなる意匠をもって創作とみるかは明らかでないから、意匠法はその

標準を2つに分けて規定したという。「その一つは、客観的標準ともいふべきもので、従来未知のものとして評価される意匠であるかどうかということであり（3条1項）、他の一つは、主観的標準ともいふべきもので、その創作過程において独創力を用いたとみられる意匠であるかどうかということである（同条2項）。この二つは、ともに創作性の要件に関するものではあるが、それぞれ異なる観点から右の要件を具体化したものとみることができるのであり、意匠の類否は前者の範疇に属する。」

佐藤氏は、続けて次のように述べられている。

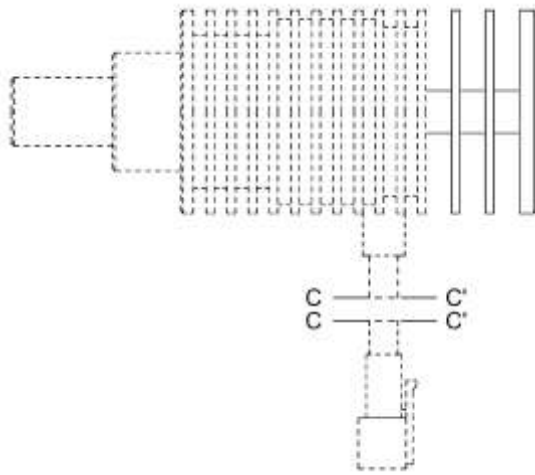
「このような見地に立ち、意匠が看者の視覚を通じて美感を起こさせるものである（2条1項）ことから考えると、同一又は類似の物品の公知意匠と構成要素において部分的差異があっても、その全体より生ずる美感ないし意匠的效果の面においてなんら異なるところのない意匠は、本質的に公知意匠に含まれるものであり、創作として未知のものとして評価するに値しない。法3条1項3号は、かかる意匠を、公知意匠そのものと同一の意匠に準じ、類似の意匠として登録しないこととしたものである。その意匠を考案するについて独創力を要したか否かは、それより生ずる美感ないし意匠的效果の異同の判断には直接関係せず、それは同条2項において問題とされるべき事柄である。」（判タ 309 号 266 頁）

○参考文献：牛木理一「意匠法の研究」（四訂版）192頁以下 発明協会 1994年。牛木理一『意匠の類似について』「デザイン キャラクター パブリシティの保護」137頁以下 悠々社 2005年

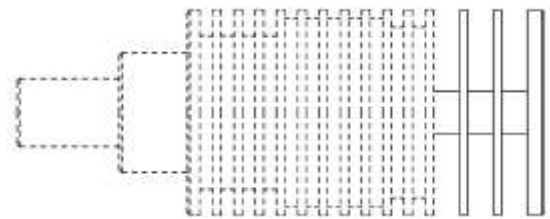
〔牛木 理一〕

〔本件意匠図面〕

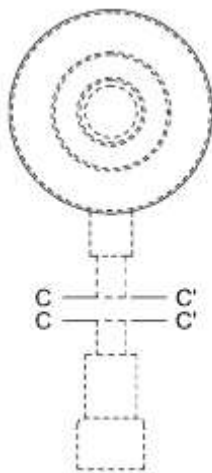
【正面図】



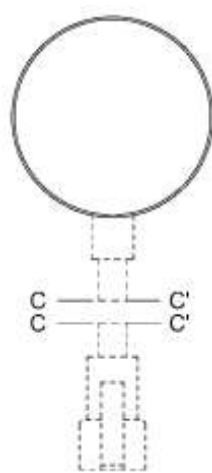
【平面図】



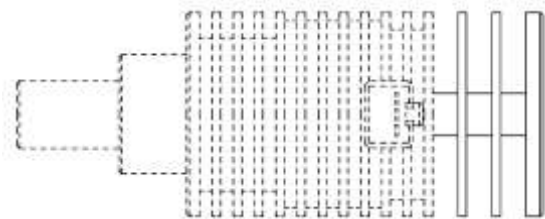
【左側面図】



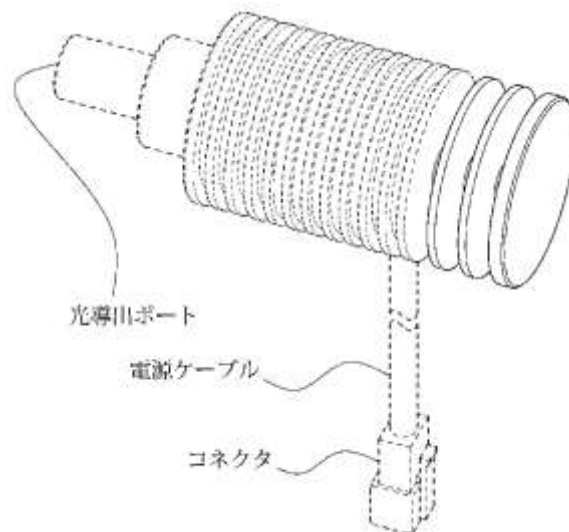
【右側面図】



【底面図】



【参考斜視図】





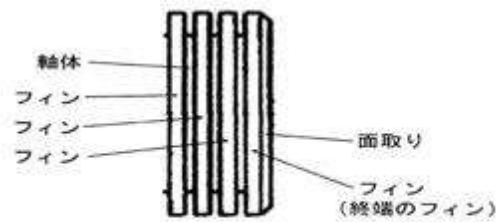
別紙 2

〔引用意匠 1 図〕



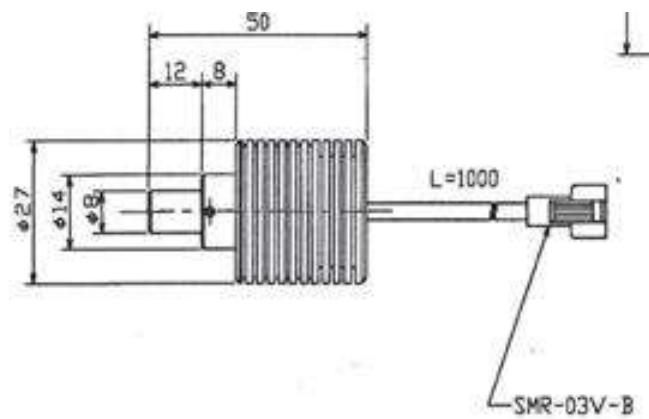
別紙 3

〔引用意匠 2 図面〕



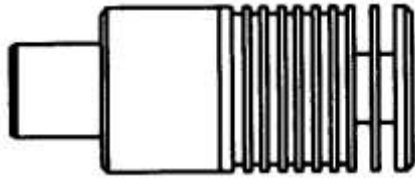
(資料 1 より抜粋、各部の名称は付記した。)

(資料 1)

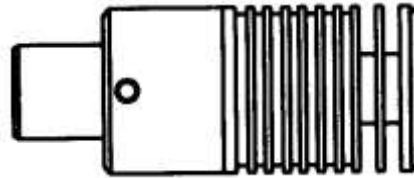


〔引用意匠 3 図面〕

【正面図】



【平面図】



【左側面図】



【右側面図】



【使用状態を示す正面図】



【参考 A - A 線拡大断面図】

